

製品安全データシート

10%ホルマリン・メタノール

改定日 2016.年 5月 27日

1. 化学物質等及び会社

社情報

化学物質等の名称： 10%ホルマリン・メタノール
会社名： 武藤化学株式会社
住所： 東京都文京区本郷 2-10-7
電話番号： 03-3814-5511
緊急連絡電話番号： 03-3814-5511
FAX番号： 03-3815-4832
メールアドレス：
推奨用途及び使用上の病理組織用固定液
制限：

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	ガス：分類できない 水溶液：分類対象外
	高圧ガス	ガス：液化ガス 水溶液：分類対象外
	引火性液体	ガス：分類対象外 水溶液：含有率ホルムアルデヒド 15%，区分 4 メタノール 30% 水溶液：分類できない
	可燃性固体	分類対象外

健康に対する有害性	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	ガス:分類対象外 水溶液:区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	ガス:分類対象外 水溶液:分類できない
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分3
	急性毒性(吸入:ガス)	区分2
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん、 ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
生殖毒性	分類できない	
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1(神経系、呼吸器)	
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分1(呼吸器、中枢神経系)	
吸引性呼吸器有害性	分類できない	
環境に対する有害性		
水生環境急性有害性	区分2	
水生環境慢性有害性	区分外	

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

極めて可燃性・引火性の高いガス
加圧ガス;熱すると爆発するおそれ
可燃性液体
飲み込むと有害(経口)
皮膚に接触すると有毒(経皮)
吸入すると生命に危険(気体)
皮膚刺激
強い眼刺激
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
神経系、呼吸器の障害
長期又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系の障害
水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
炎及び高温のものから遠ざけること。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
換気が十分でない場合には呼吸用保護具を着用すること。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣を作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。

漏洩ガス火災：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。安全に対処できるならば着火源を除去すること。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
口をすすぐこと。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

吸入した場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

日光から遮断し、容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

国/地域情報

3. 組成、成分情報

物質

化学名又は一般名：	ホルムアルデヒド	メタノール	精製水
化学式：	CH ₂ O	CH ₃ OH	H ₂ O
CAS番号：	50-00-0	67-56-1	
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)：	(2)-482	(2)-201	
濃度又は濃度範囲：	10%ホルマリン	30%	60%

4. 応急措置

吸入した場合： 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合： 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
多量の水と石鹼で洗うこと。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合： 直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。

予想される急性症状及び遅発性症状： 鼻・喉の灼熱感、咳、息苦しさ、頭痛、吐き気、催涙、視力喪失。
遅発性症状：喘息様症状、肺水腫、排尿障害、血尿。

最も重要な兆候及び状：

応急措置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

医師に対する特別注意項： 安静と医学的な経過観察が必要。

5. 火災時の措置

消火剤： 小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水
大火災：粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤： 情報なし。

特有の危険有害性： 火災によって刺激性、腐食性、又は毒性のガス及びヒュームを発生するおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。

特有の消火方法： 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護： 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置： 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
関係者以外の立入りを禁止する。
風上に留まる。

	低地から離れる。
	密閉された場所に入る前に換気する。
環境に対する注意事項：	環境中に放出してはならない。
	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
	屋内の場合、換気をよくして、蒸気の吸入を避ける。
回収、中和：	少量の場合、水で希薄な水溶液とし、次亜塩素酸塩水溶液を散布して分解する。
	大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、乾燥した土、砂や不活性な不燃材料に吸収させ、あるいは防水シートで覆った後、密閉可能な空容器に回収する。
封じ込め及び浄化の方法・機材：	危険でなければ漏れを止める。
	漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
二次災害の防止策：	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意項： 使用前に取扱説明書入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

液の漏洩及び蒸気の発散を極力防止する。

充填、取り出し、取扱い時に圧縮空気を使用してはならない。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

ガス、ヒューム、蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避： 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

技術的対策： 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件： 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
酸化剤から離して保管する。
施錠して保管すること。

混触危険物質： 「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料： 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保

護措置

管理濃度： (ホルマリン)0.1ppm (メタノール)200ppm

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)：

日本産業衛生学会 (2005年版)	ホルマリン	0.5ppm
	メタノール	200ppm
ACGIH(2005年版)	TWA	メタノール 200ppm
	TLV-STEL	ホルマリン 0.3ppm メタノール 250ppm

設備対策： 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
空气中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取扱ってはならない。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する

保護具

呼吸器の保護具： 適切な呼吸用保護具を着用すること。
換気が十分でない場合には、適切な呼吸用の保護具を着用すること。

手の保護具： 適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具： 適切な眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護 適切な衣類を着用すること。

具：

しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。

衛生対策： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的

性質

物理的状態、形状、 無色の液体（水溶液）⁵⁾

色など：

臭い： 特異臭（刺激臭）

pH： 2.8～4.0

融点・凝固点： -92℃（ガス）^{1) .5) .6)}

沸点、初留点及び沸騰範囲： -19.5℃（ガス）¹⁾ -20℃（ガス）⁵⁾ 98℃（37%水溶液）⁵⁾

引火点：

メタノール 12℃

爆発範囲： 下限 7.0vol %、上限 7.3vol %（ガス）ホルマリン
6.0～36.5% メタノール

蒸気圧： 518.6KPa(3890mmHg)(25℃)⁶⁾

蒸気密度（空気=1）： 1.04(空気=1)(計算値)

比重（密度）： データなし

溶解度： 易溶（ガス）水（25℃）⁵⁾ 55%（ガス）水¹⁾ 400g/L 水（ガス）（20℃）⁶⁾
アルコール、エーテルに可溶（ガス）。¹⁾アセトン、ベンゼンの溶解。（ガス）⁶⁾
アルコール、アセトンに混和。（37%水溶液）¹⁾

オクタノール/ log Kow = 0.35(測定値)(ガス)ホルマリン

水分配係数： logP=-0.82～-0.66 メタノール

自然発火温度： 424℃（ガス）^{2) .6)} 430℃（ガス）ホルマリン
464℃ メタノール

分解温度： データなし

臭いのしき(閾)値： データなし

蒸発速度(酢酸ブチル データなし
= 1)：

燃焼性(固体、ガス)： 燃焼性

粘度： データなし

10. 安定性及び反応性

安定性： 常温常圧下では安定。加熱すると可燃性ガスを発生し、他の着火源により燃焼する。

危険有害反応可能性： 酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

反応性に富む物質で、主にメチロール化合物を生成する。

避けるべき条件： 加熱昇温、混触危険物質との接触。

混触危険物質： 酸化性物質。

危険有害な分解生成物： 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、ホルムアルデヒド蒸気。

11. 有害性情報

急性毒性：

経口	ヒト	TDL ₀	643mg/m ³ 気道閉塞、胃から出血、潰瘍形成、吐き気、嘔吐。 ³⁾
	ラット	LD ₅₀	600mg/kg ⁹⁾ 700mg/kg ⁹⁾ 800mg/kg ⁹⁾
			飲み込むと有害(区分 4)
経皮	ウサギ	LD ₅₀	270mg/kg ⁷⁾
			皮膚に接触すると有毒(区分 3)
吸入(ガス)	ラット	LC ₅₀	480ppm ⁹⁾
			吸入すると生命に危険(区分 2)

皮膚腐食性・刺激性： ウサギを用いた皮膚刺激試験及びヒトへの健康影響データで、中等度～軽度の刺激性が認められた。⁷⁾

ヒト	150µg/3D 軽度の刺激性 ^{3), 28)}
ウサギ	200mg/24H 軽度の刺激性 ³⁾

皮膚刺激(区分 2)

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性： 疫学事例で、重度の刺激性⁷⁾及び動物を用いた眼刺激性試験で、軽度ではない眼刺激と完全な混濁がみられた。^{7), 9)}

ヒト	1ppm/6M 軽度の刺激性 ³⁾
ウサギ	750µg/24H 重度の刺激性 ³⁾

強い眼刺激(区分 2A)

呼吸器感作性又は皮膚感作性：呼吸器感作性：モルモットを用いた IgE 特異的免疫学的項目の測定で陽性。¹⁷⁾
皮膚感作性：) ヒトへの健康影響のデータ及び日本産業衛生学会で、気道感作性物質として報告されている。^{7), 14)}
皮膚感作性：疫学事例、CERI・NITE 有害性評価書、日本産業衛生学会分類、及び日本接触皮膚炎学会で、皮膚感作性物質として報告されている。
^{7), 13), 14), 15)}
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ(区分 1)
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(区分 1)

生殖細胞変異原性：生殖細胞 *in vivo* 変異原性試験 (マウス精母細胞における染色体異常試験) で陰性、体細胞 *in vivo* 変異原性試験 (小核試験、染色体異常試験) で陽性 (ただし直接ばく露部位の胃腸管細胞、肺胞細胞に限る)、生殖細胞 *in vivo* 遺伝毒性試験はない。^{9), 13)}
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分 2)

発がん性：IARC はグループ 1(ヒト発がん性がある物質)。ACGIH はグループ A2(ヒト発がん性が確認された物質)。日本産業衛生学会は 2A(人間に対して恐らく発がん性があると考えられる物質で、証拠がより十分な物質)。EPA はグループ B1(恐らくヒト発がん性物質、疫学的研究で限定されたヒトへの影響を示す物質)。
発がんのおそれ(区分 1A)

生殖毒性：ラットの催奇形性試験において、吸入ばく露(妊娠 6-20 日目/投与頻度 6H/D) 39ppm で、親動物に体重増加減少及び胎児の平均体重の減少(21%)の他は、生存児数、胚吸収数に影響はみられない。¹³⁾

特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)：ヒトで、気道への刺激性¹²⁾、気道への刺激性、鼻や口蓋神経の感受性低下、視床下部への影響¹³⁾及び実験動物で、気道への刺激性、筋肉など全身の痙攣、肺水腫⁹⁾の報告がある。
神経系、呼吸器の障害(区分 1)

特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)：ヒトで、刺激性に起因する呼吸器への影響、中枢神経系への影響¹⁰⁾及び実験動物で、鼻の組織への扁平上皮化生、咽頭への扁平上皮化生、気管管腔の炎症、体重減少、気管支上皮の化生、呼吸困難、不穩、背彎姿勢、死亡等の報告がある。¹³⁾
なお、実験動物に対する影響は、区分 1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。
長期又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系の障害(区分 1)

吸引性呼吸器有害性：ホルムアルデヒドは常温で気体であるため、分類対象外である。
また、その水溶液であるホルマリンについての吸引性呼吸器有害性のデータはない。
よって、分類できないとした。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性：** 魚類(ストライプトバス)の96時間LC50=1.8mg/L¹⁷⁾他²⁴⁾から、区分2とした。
水生生物に毒性(区分2)
- 水生環境慢性有害性：** 急速分解性があり(BODによる分解度:91%¹⁸⁾)、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.35²⁹⁾)ことから、区分外とした。

13. 廃棄上の注意：

- 残余廃棄物：** 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- 酸化法** 大量の水を加えて希薄な水溶液(2%以下)にした後、次亜塩素酸塩水溶液を加えて分解した後、廃棄する。又は、水酸化ナトリウム水溶液等を加えアルカリ性とし、過酸化水素水で分解した後、大量の水で希釈して処理する。
- 燃焼法** アフターバーナ及びスクラバを備えた焼却炉の火室に直接噴霧して焼却する。
- 活性汚泥処理法** 菌が死滅しない濃度以下に希釈して、活性汚泥処理により処理する。
- 汚染容器及び包装：** 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

- 海上規制情報** IMOの規定に従う。
- 航空規制情報** ICAO/IATAの規定に従う。

国内規制

- 陸上規制情報** 毒物劇物取締法の規定に従う。
- 海上規制情報** 船舶安全法の規定に従う。

国連番号： 2209

品名： 15%ホルマリン・メタノール

海洋汚染物質： 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み

、荷崩れの防止を確実に行う。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。

重量物を上積みしない。

危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

15. 適用法令

労働安全衛生法：	名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号 第548、36号) 名称等を表示すべき有害物 (施行令第18条)(政令番号:9-560) 特定化学物質第2類物質 (特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機中毒予防規則第1条第1項第4号)
化学物質排出把握管	第1種指定化学物質
理促進法	(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
(PRTR法)：	(政令番号 第310号)
毒物劇物取締法：	劇物 (法第2条別表第2)
消防法：	非該当
船舶安全法：	腐食性物質 (危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質 (施行規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他の情報

参考文献